

小山市における 新型コロナウイルス感染症 対応のまとめ【概要版】

令和2年2月～令和5年5月

目次

はじめに(P2~)

I. 新型コロナウイルス感染症対策本部の組織体制(P3~)

II. 感染状況の推移(P7~)

III. 各関係機関との連携(P17~)

1. 栃木県との連携(P17~)
2. 県南健康福祉センターとの連携(P18~)
3. 医療機関等との連携(P19~)

IV. 市における主要な取組み(P20~)

1. 新型コロナワクチン接種の推進(P20~)
2. 感染防止・社会経済等に係る各種対策(P21~)
 - (1) 市民への対策(P21~)
 - (2) 飲食店、商業・工業等事業所への対策(P21~)
 - ① 飲食店、商業関係(P21~)
 - ② 工業関係(P23~)

(3) 高齢者、障がい者、妊産婦・子ども等への支援(P24~)

- ① 高齢者施設等への支援(P24~)
- ② 障害福祉サービス施設等への支援(P26~)
- ③ 妊産婦・子ども等への支援(P27~)

(4) 災害時の対策(P32~)

(5) 学校における対応(P33~)

V. コロナ対応の評価と課題(P77~)

おわりに

はじめに

令和元(2019)年12月、中国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎患者が複数報告され、その後、新型コロナウイルス感染症(Covid-19)とされました。このウイルスは短期間で世界中に拡がり、令和2(2020)年1月16日には国内1例目の患者が報告されました。

栃木県では令和2年2月22日に、1例目の新型コロナウイルス患者が確認され、本市においては同年4月11日に1例目の患者が確認されたところです。

それから約3年に及ぶ新型コロナウイルスとの長い闘いに際し、本市では栃木県や医療機関等関係者との連携を図り、それらの方々のご尽力のもと、また、市民・事業者の皆様のご協力をいただきながら、住民に最も身近な自治体として「市民の命と暮らしを守る」ため、様々な取組みを行ってきました。

そのような中、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同様に5類感染症に変更されました。

この資料は、これまでの本市における新型コロナウイルス感染症の発生状況と、その時々の方針について整理し、将来起こりうる有事に対し、より有効な備えと施策立案のための参考資料として活用できるよう、記録として残すものです。

I. 新型コロナウイルス感染症対策本部の組織体制

1. 小山市新型コロナウイルス感染症対策本部の組織体制

小山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱より

【法的根拠】 新型インフルエンザ対策等特別措置法(平成24年法律第31号)第34条1項の規定に基づき設置

【設置日】 令和2年2月20日

【趣 旨】

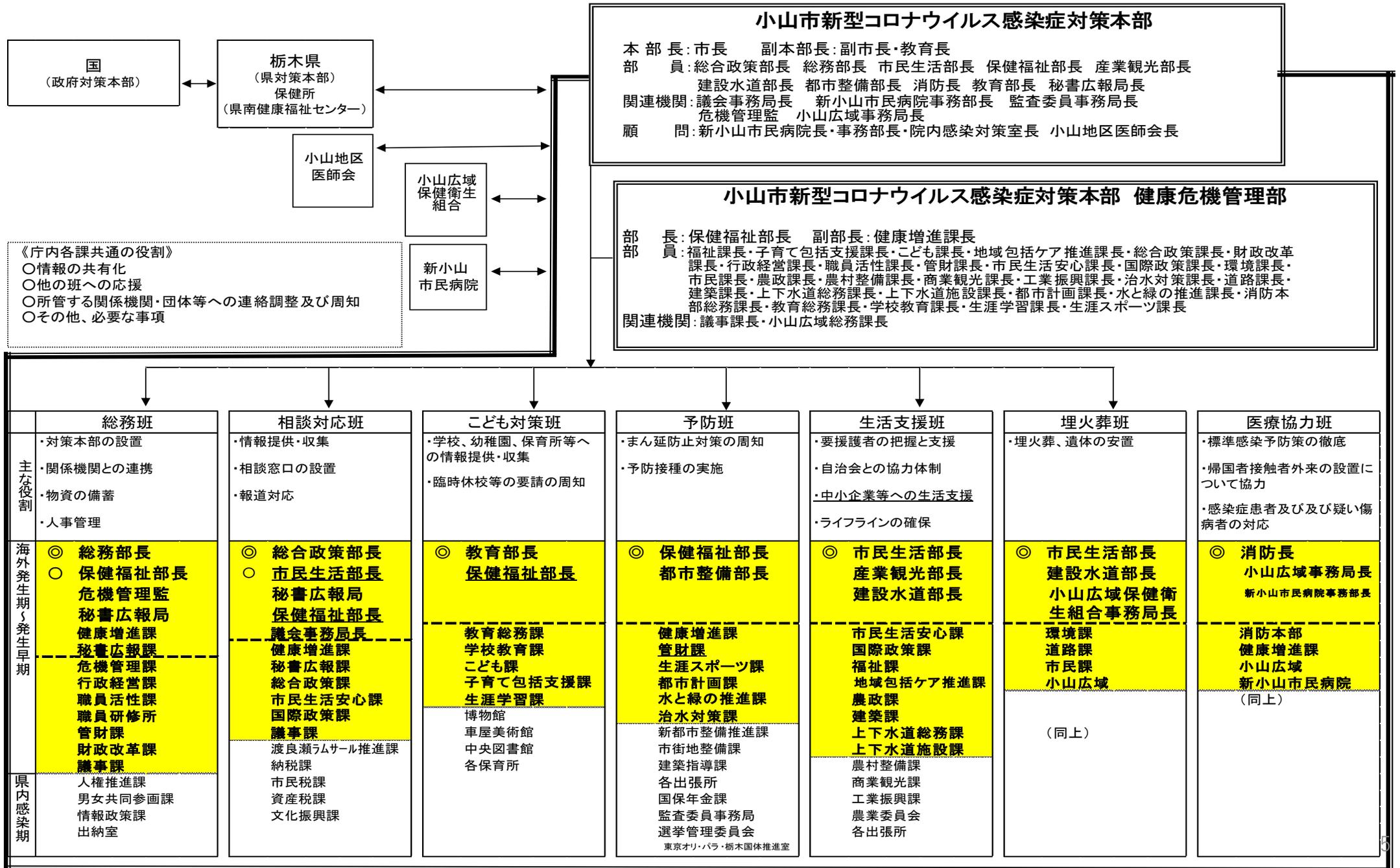
新型コロナウイルス感染症の市内及び近隣市町における発生(以下「発生」という。)に備えた対策の構築及び発生時の対策を講じるため、小山市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市民経済の保護等を図るもの。

【所掌事務】

- ア 新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対策に関すること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の発生時の防疫及びまん延防止に関すること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の発生時の市民の健康の確保に関すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び市民等に対する情報提供に関すること。
- オ 関係機関との連絡調整に関すること。
- カ その他、新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対策及び発生時の対策に関し必要な事項。

【組織図】 次ページ参照

小山市新型コロナウイルス感染症対策本部組織図 (小山市新型インフルエンザ等対策本部構成員に準ずる) 令和2年8月3日現在



II. 感染状況の推移

1. 各期間における感染状況等(概要)

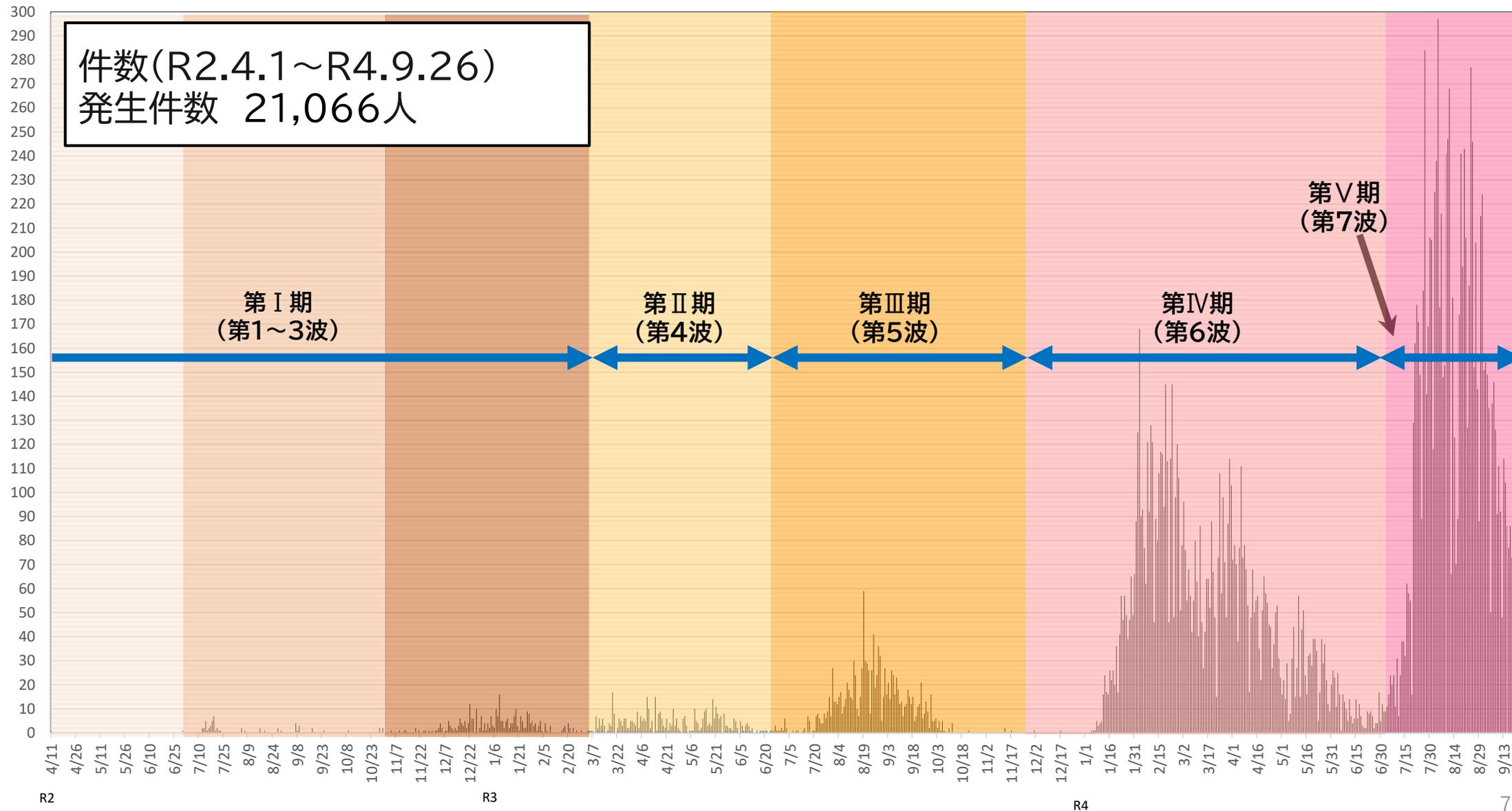
栃木県内1例目を確認した2020年2月22日から、2023年5月7日までの全国的な感染の拡大と収束の傾向をふまえ、本書においては、県に準じ、以下のように各期間(第1波～第8波)を定義した。また、その感染拡大の主流となった株の種類等に応じ第I期から第VI期に分け、各期の感染状況等概要を取りまとめた。

全期間	R2年(2020年)2月22日～R5年(2023年)5月7日	
第I期	第1波	2020年 2月22日～2020年 6月30日
	第2波	2020年 7月 1日～2020年10月31日
	第3波	2020年11月 1日～2021年 2月28日
第II期	第4波	2021年 3月 1日～2021年 6月30日
第III期	第5波	2021年 7月 1日～2021年11月30日
第IV期	第6波	2021年12月 1日～2022年 6月30日
第V期	第7波	2022年 7月 1日～2022年 9月30日
第VI期	第8波	2022年10月 1日～2023年 5月 7日

*なお、市の感染者数については、県が市町別の感染者数を公表したR2.4.1～R4.9.26発表分について次ページ以降にグラフ化した。

2. 小山市の新規陽性者数の推移(R2.4.1~R4.9.26まで)

(人数)



※R2.12.27までは県HPより判明日別件数。以降は新規感染者数。

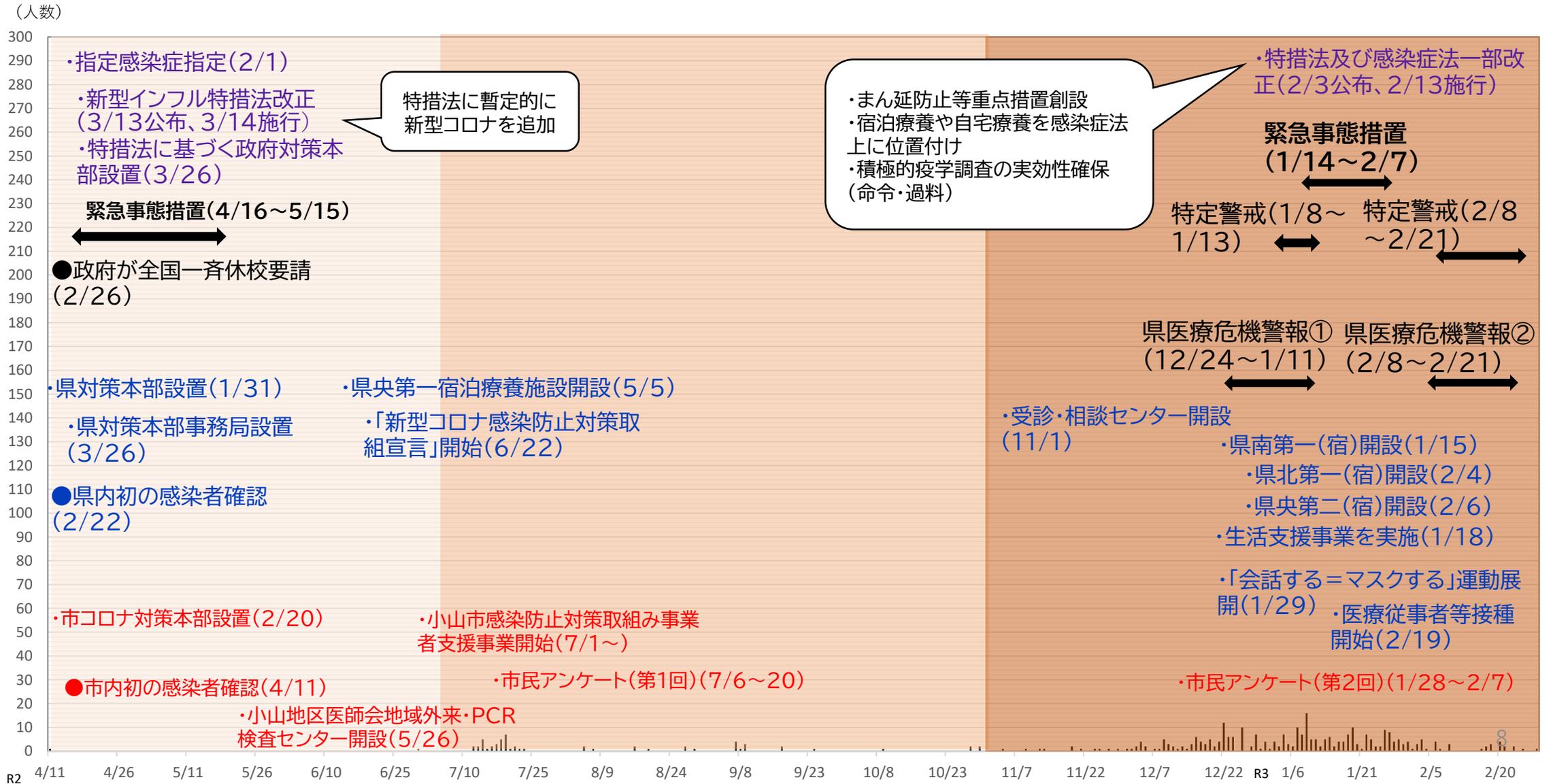
3. 陽性者数の推移と主要な県及び市の対策(まとめ)

* グラフの始期は小山市の感染者が確認された日からとする。

第1波(R2.2~6)

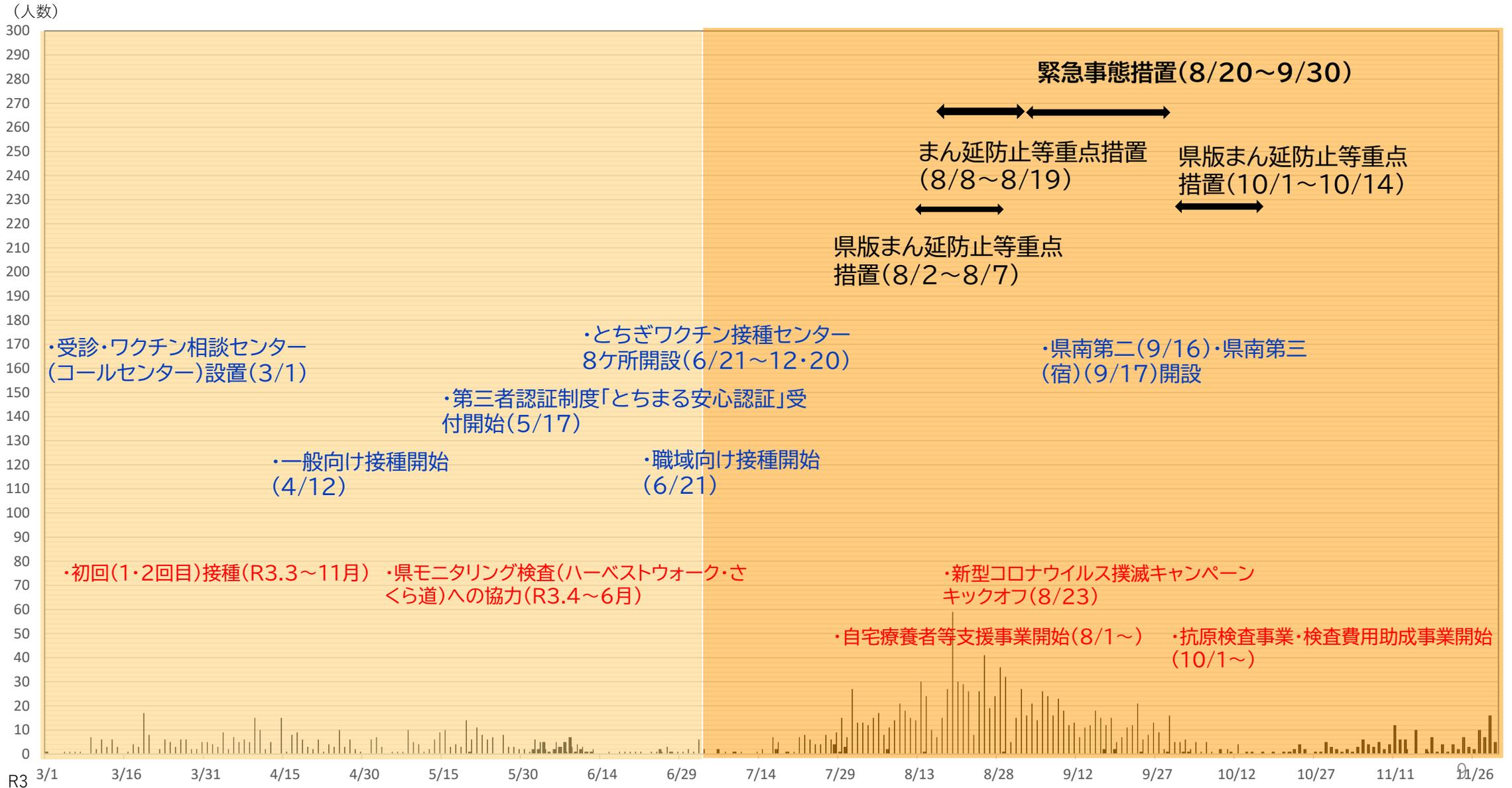
第2波(R2.7~10)

第3波(R2.11~)



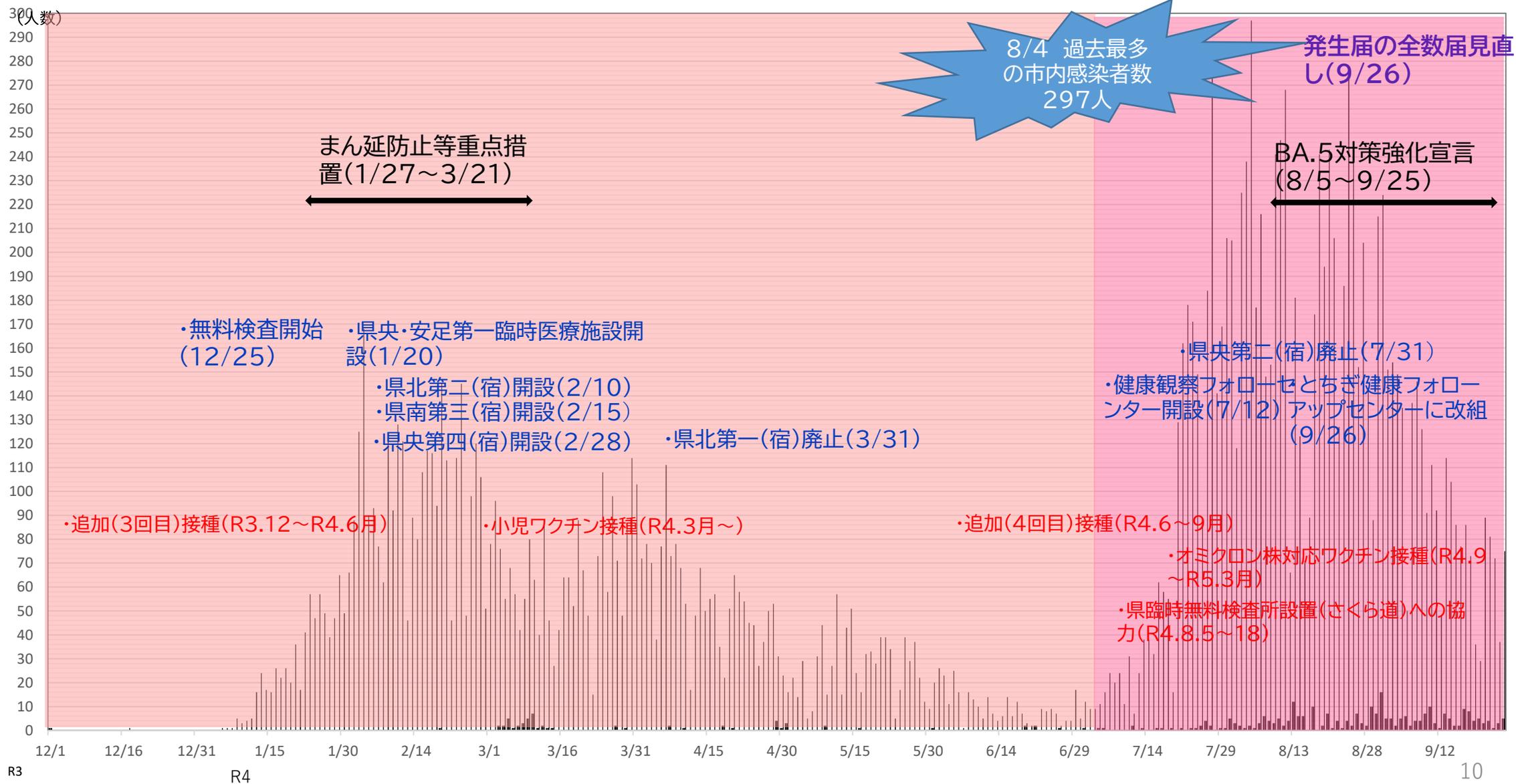
第4波(R3.3~6)

第5波(R3.7~11)



第6波(R3.12~R4.6)

第7波(R4.7~9)



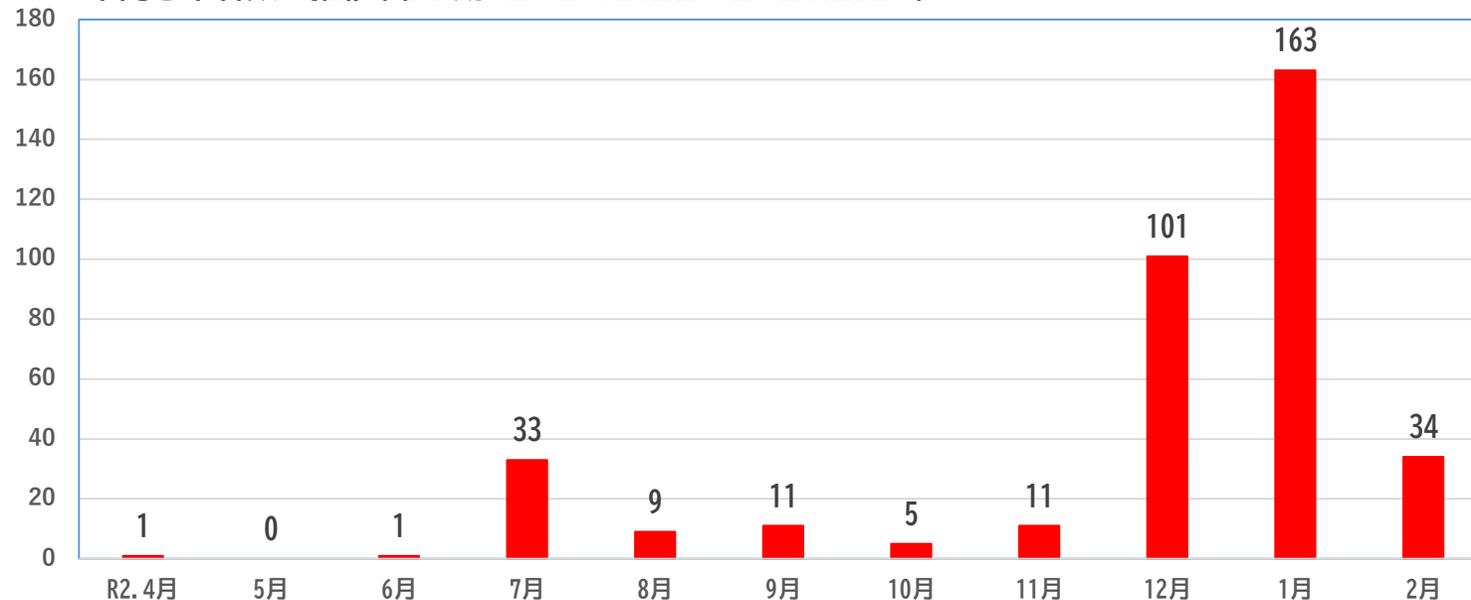
4. 各期間ごとの振り返りと主な取組み

第 I 期(2020. 2. 22～2021. 2. 28)

(1) 感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- 新型コロナウイルス感染症の特性などが十分に判明していない中、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ全国的に急速な拡がり確認された点などから、7都府県が令和2(2020)年4月7日、緊急事態措置を実施すべき地域とされ、4月16日には栃木県ほか全都道府県へ拡大。期間中は外出自粛要請や学校等への休止要請を行った。
- 年末には栃木県が医療危機警報を発出したことを受け、市民に帰省や忘年会等の開催の慎重な判断など注意喚起の啓発を行った。
- 令和3(2021)年1月上旬には感染経路に関する国の分科会の見解などから、栃木県が「会食・飲食による感染リスクを抑えるため、飲食店等への営業時間短縮の協力要請を実施し、2月上旬には2回目の医療危機警報を発出。これを受け、市でも県の対策に関する周知啓発を行った。

市内感染者数の推移(第 I 期 2020.2.22～2021.2.28)



<市内の感染状況>

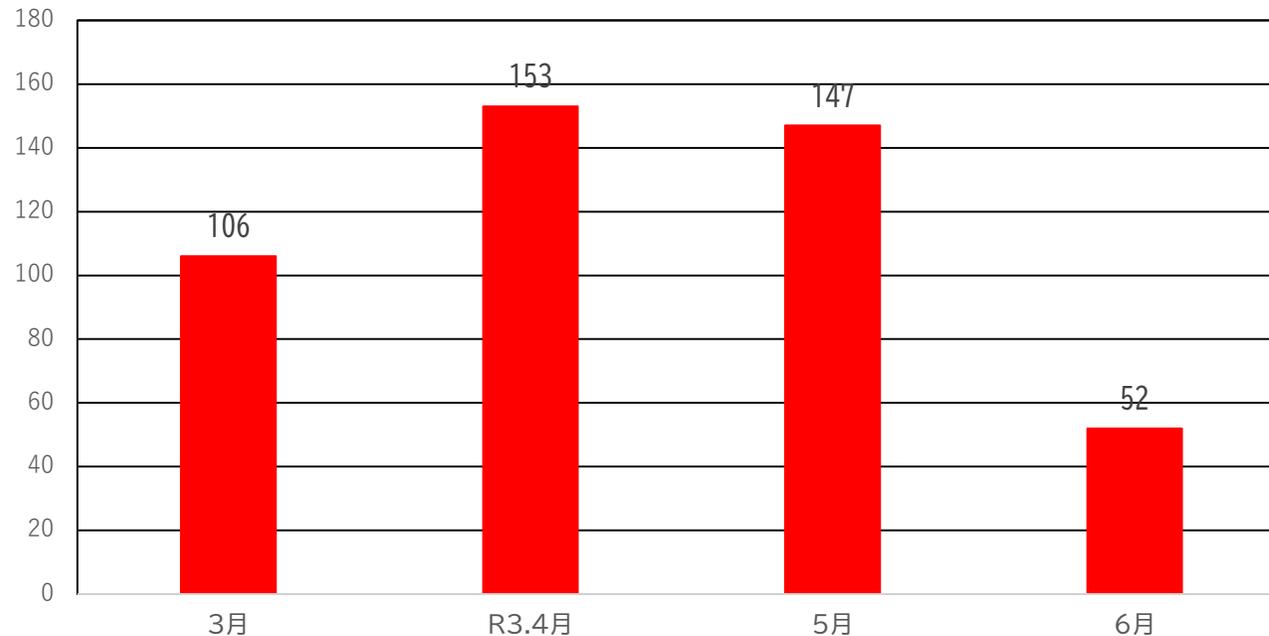
4月から感染者の居住地別の発生状況が公表されるようになった。これまでは月の感染者数は0～多い月でも7月の33人だったが、12月以降、連日感染者が発生するようになった。年末年始で人流の増加に伴い、感染者数も増加し、1月には163人とI期中では最多の感染者数となった。

第Ⅱ期(2021.3.1~2021.6.30)

(1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- 栃木県内は、他都道府県に比べ新規感染者数はある程度抑えられたものの、感染力が強いアルファ株への置き換わりが進み、県内医療機関の病床使用率は40を上回る時期もあり、医療提供体制の負荷が増加した。一方で緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用要請を行う段階までには至らなかった。
- 東京都や沖縄県等には「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が適用されており、全国的には感染が拡大している点も踏まえ、栃木県は県民に対し県外への不要不急の外出自粛要請などを実施。これを受け、本市でも市民に対し、不要不急の外出自粛などの周知啓発を実施した。

市内感染者数の推移第Ⅱ期2021.3.1~2021.6.30



<市内の感染状況>

年末年始で増加した感染者数が2月には激減したものの、3月以降、感染者数が再び増加。4月5月には前年12月の163人に迫る勢いで感染者が増加した。

第Ⅲ期(2021.7.1~2021.11.30)

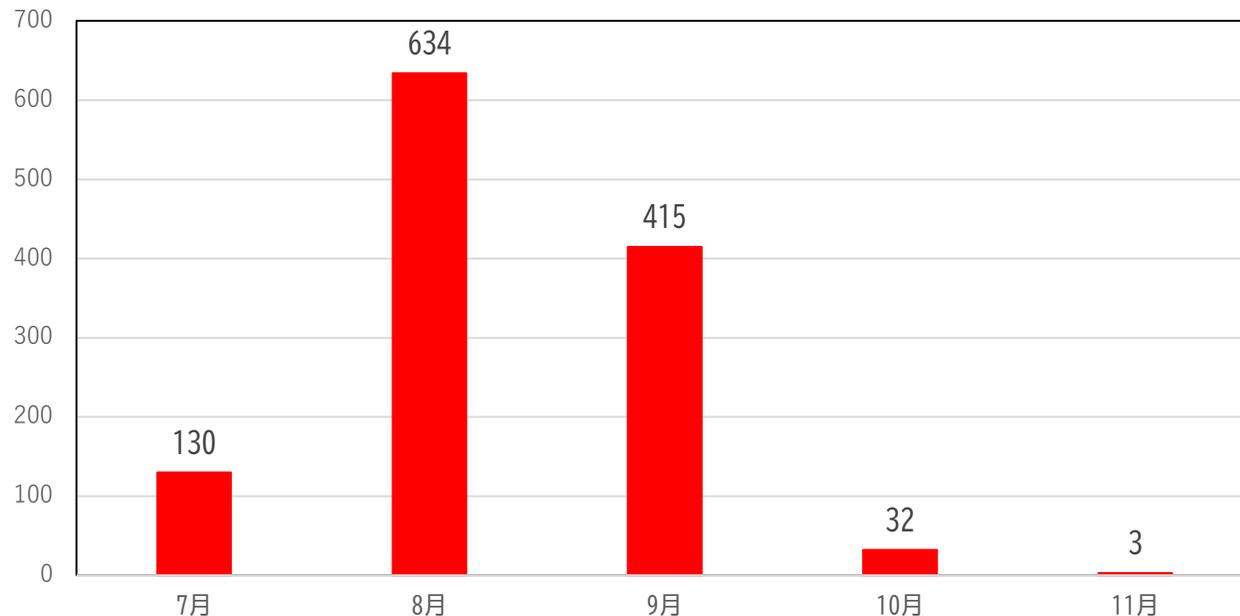
(1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

アルファ株からデルタ株への置き換わりが進み、8月には第Ⅲ期において、県全体で月別最多の感染者数(5,033人)を確認し医療提供体制への負荷を確実に高めた。

栃木県は、8月上旬には感染の拡大を阻止し医療提供体制への負荷を低減させるため、「まん延防止等重点措置」、中旬には「緊急事態宣言」を発令し、不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間の短縮要請を実施した。

市では、感染者の増加を受け、自宅療養者を支援するために8月1日から「新型コロナウイルス感染者(自宅療養者等)支援事業を開始した。8月4日には県と合同による感染拡大防止の啓発を実施、その後市独自に8月23日から「新型コロナウイルス撲滅キャンペーン」を展開し、一斉街頭啓発等を実施した。

市内感染者数の推移第Ⅲ期(2021.7.1~2021.11.30)



<市内の感染状況>

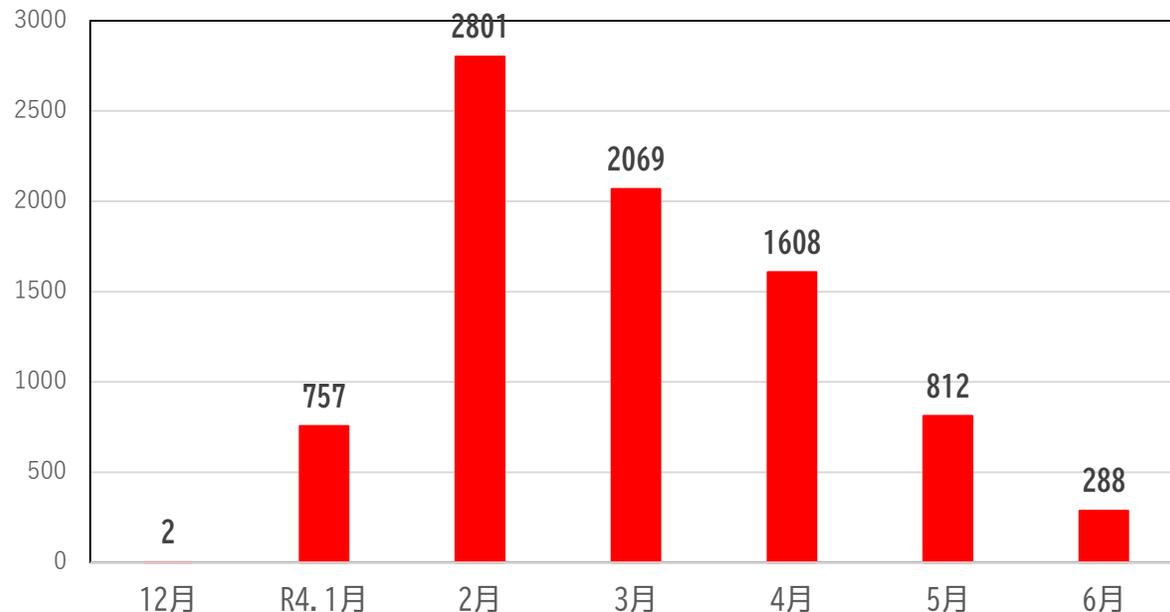
これまでは1桁だった1日の感染者数が、7月末以降、2桁になることが増え、8月19日には、1日の感染者数としては過去最多の59人を記録。8月1ヶ月間の感染者数は634人とこれまでの月別感染者数を大きくこえる数字となった。

第IV期(2021.12.1~2022.6.30)

(1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- **デルタ株と比較し、病原性は弱いものの感染力の高いオミクロン株への置き換わりが進み**、2月には第IV期において、県全体で月別最多の感染者数(20,518人)を確認し医療提供体制への負荷が確実に高まった。**1月下旬**には感染の拡大を阻止し医療提供体制への負荷を低減させるため、県が「**まん延防止等重点措置**」を行い、**都道府県間の移動の自粛や飲食店等への営業時間の短縮要請を実施**した。市では、1月の3連休明けに感染者が増加したことやオミクロン株による今後の感染急拡大の懸念を考慮し、1月13日には市長VTRによるメッセージを発信、県が「**まん延防止等重点措置**」を**発信した1月27日**にも市長VTR等での**基本的感染対策の徹底や不要不急の都道府県間の移動の自粛の呼びかけ等**を行った。

市内感染者数の推移第IV期 (2021.12.1~2022.6.30)



<市内の感染状況>

県全体の感染者数の増加同様、市内においても、1月中旬から感染者数が増加。下旬には感染者の約6割が30歳代以下の若い世代となるなど、比較的若い世代での感染が拡大した。

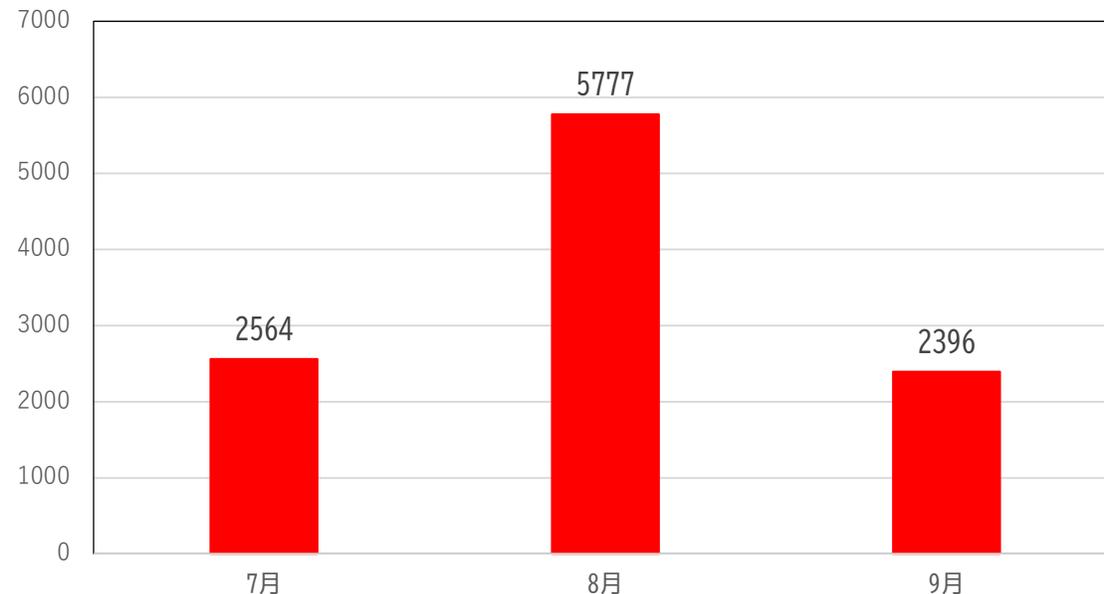
2月には月別最多の2801人の感染者数が確認されたが、2月以降は徐々に感染者数が減少した。GW期間中の感染再拡大が懸念されたが、5月には感染者数が半減、6月の感染者数も288人とどまった。

第V期(2022. 7. 1~2022. 9. 30)

(1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- より感染力の強いオミクロン株(BA.5)への置き換わりが進み、短期間で爆発的に感染が拡大した。県内では7月29日には1日当たり新規感染者数が全期間を通じて、最大の3,572人(判明日)を記録し、月別の感染者数も8月には全期間最大となる67,454人を確認。市内においても、8月は全期間最大となる5,777人の新規感染者数となり、市内で爆発的に感染が拡大した。
- 医療提供体制では、重症化リスクは低いが感染力の高いオミクロン株(BA.5)の新規感染者数の増加に伴い、入院を要する患者も増加した。
- 発熱外来でも一部の地域でひっ迫が見られ、病床使用率も50を超えるなどの負荷が生じたことから、**栃木県は**個々人の基本的感染対策と事業者の感染リスクを引き下げる適切な対策の徹底を行いながら、**できる限り社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避を両立できるよう「BA.5対策強化宣言」を**発出した。
- 宣言期間中は、高齢者や基礎疾患を有する者について、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控える等県の要請内容を市民に周知啓発した。

市内感染者数の推移第V期 (2022. 7. 1~2022. 9. 30)



<市内の感染状況>

オミクロン株への置き換わりにより、市内では7月に入り、急激に感染が拡大。中旬以降は、1週間の感染者数が千人を超える状況となった。8月4日には1日の感染者数が297人と全期間を通じて過去最多となり、8月の感染者数は5,777人にのぼった。

*9月26日からオミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方への支援を重視し、**保健医療提供体制への負荷を低減するため、入院を要する方など4類型に発生届の限定化が実施され、全数届出の見直しを行なったことで、市内の感染者数の把握が困難となった。**(左記のグラフ中、9月の感染者数については、9月25日までのもの)

第Ⅵ期(2022.10.1～2023.5.7)

(1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- 10月下旬から10歳未満～10代を中心に全ての世代で感染が拡大。県内では1月5日には第Ⅵ期最大の1日当たり新規感染者数3,335人を確認した。季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中、新規感染者数の高い状態が継続し、一部の外来医療機関のひっ迫が進み、予断を許さない状態が続いた。
- 病床使用率が、第7波の最高値(64.1)を超え、勤務できない医療従事者数や救急搬送困難事案も多発、また、入院患者に占める高齢者の割合が高く、医学的管理の困難さや看護・介護の負担の増加や冬季の救急医療の需要増と相俟って、入院医療提供体制への負荷が高い状態が長期間持続した。
- これらの状況から県は医療提供体制の機能維持を図るため、3回目の「医療危機警報」を発出し、基本的感染対策の徹底や救急外来・救急車の適正利用等の呼びかけや全ての入院医療機関に対してコロナ患者の受入(入院・救急外来等)への協力を要請を行った。

Ⅲ. 各関係機関との連携

1. 栃木県との連携

(1) 会議

- ① 県・市町連携会議(WEB等)への出席(担当課長等)
県と市町の連携体制を確立するため、県民に対する情報提供、予防接種体制等について協議し、体制整備を推進する。
開催回数:47回(第1回 R2.2.13~第47回 R5.4.28)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	3	11	20	12	1

- ② 市町村長会議(WEB等)への出席(市長)
開催回数:11回(R2.3.20~ R5.4.28)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	1	6	2	1	1

- ③ 副市町長会議(WEB等)への出席(副市長)
開催回数:16回(R2.2.28~R4.11.17)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	1	1	10	4	—

(2) 検査・療養体制整備

- ① 新型コロナウイルス感染症モニタリング検査場・臨時の無料検査拠点設置に関する調整及び協力(健康増進課)

○モニタリング検査
実施時期:R3.4月~6月
実施場所:小山市内

○臨時の無料検査拠点
実施時期:R4.8.5~8.18、R4.12.29~R5.1.3
実施場所:JR小山駅構内中央自由通路

- ② 臨時医療施設設置等に関する調整及び協力
(教育総務課・健康増進課)

○ 県南第2臨時医療施設 1
稼働期間:R4.2.7~5.31
○ 県南臨時医療施設:場所を変更し統合設置
稼働期間:R4.8.17~R5.4.1

(3)啓発活動

①飲食店等に対する感染防止対策の呼びかけへの協力

実施日時:R2.9.9 19時～20時

巡回区域:小山駅西口周辺飲食店等

参加協力部署等:県・県民文化課・生活衛生課、
栃木県社交飲食業衛生同業組合、
栃木県食品衛生協会、
小山商工会議所
市商業観光課・健康増進課

②県との合同街頭啓発への参加

実施日時:R3.8.4 17時30分～18時

実施場所:JR小山駅さくら道構内及び駅西口周辺

内容:栃木県作成のパネル及び小山市作成による横断
幕・パネルによる啓発等

参加者:【栃木県】副知事、総合政策部長、
県民生活部長、県民生活部次長
【小山市】市長、副市長、産業観光部長
保健福祉部長他

(4)個人情報提供に関する覚書の締結

県と市町が連携して以下の新型コロナウイルス感染者
の自宅療養を支援するため、県と自宅療養者の個人情報
提供に係る覚書を締結(R3.10月～)

2. 県南健康福祉センターとの連携

(1)保健師の応援派遣

「市町職員の保健所への派遣に関する協定(R3.1.20
締結)」に基づき、県南健康福祉センターに保健師を派遣
し、電話による疫学調査に協力。

① 期間:R3.8.23～R3.9.29

派遣人数:週3回、輪番制で1人/日、延べ17人

② 期間:R4.1.21～R4.3.11

派遣人数:週3回、輪番制で1人/日、延べ19人

③ 期間:R4.8.1～R4.9.9

派遣人数:週3回、輪番制で1人/日、延べ18人

(2) コロナ感染者等への生活支援のため、自宅
療養者の個人情報提供を受ける
(県との覚書締結による)

3. 医療機関等との連携

(1) 小山市新型コロナウイルス対策連絡会議

- ・開催日: R2.4.3
- ・参加者: 小山地区医師会会長、小山市商工会議所会頭、新小山市市民病院理事長他
- ・内容: 感染状況・感染防止対策について

(2) 小山市新型コロナウイルス感染症対策に関わる小山地区医師会 ・新小山市市民病院との意見交換会

- ・開催日: *別表参照
- ・参加者: 小山地区医師会会長及び役員、新小山市市民病院理事長他
- ・内容: 感染状況・感染防止対策について
新型コロナウイルスワクチン接種について

(3) 地域外来・PCR検査センターの設置・運営への協力

- ・設置期間: R2.5.26~R4.6.24
- ・内容: 小山地区医師会が県から受託・設置する地域外来・PCR検査センターの運営に小山広域保健衛生組合が協力。

(別表)

小山市新型コロナウイルス感染症対策に関わる
小山地区医師会・新小山市市民病院との意見交換会
開催状況

開催回数	開催日
R3年度第1回	R3.9.22
R3年度第2回	R4.1.31
R4年度第1回	R4.5.12
R4年度第2回	R4.8.8
R4年度第3回	R4.12.5
R4年度第4回	R5.3.6

IV. 市における主要な取組み

1. 新型コロナワクチン接種の推進

新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守り、感染拡大の防止と重症化の予防を図るとともに、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、国の方針に沿って新型コロナワクチン接種を実施

新型コロナワクチン接種の実績(R6年3月31日時点実績)

回数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1回目	1,135	134,969	4,166	98
2回目	216	134,890	4,553	102
3回目		60,447	55,832	420
4回目			79,340	1,575
5回目			39,962	10,273
6回目				33,930
7回目				22,295
合計	1,351	330,306	183,853	68,693

2. 感染防止・社会経済等に係る各種対策

(1) 市民への対策

ア. 特別定額給付金(R2.5.7~R2.9.7)

令和2年4月の緊急事態宣言を受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、住民基本台帳に記録されている市民一人あたり10万円を給付した。

(給付実績:166,972人、16,697,200千円)

(2) 飲食店、商業・工業等事業所への対策

① 飲食店、商業関係

【飲食店等への感染防止対策】

ア. 飲食店に対する感染防止対策の呼びかけ、見回り

R2.4月の緊急事態宣言を受け、夜間小山駅周辺を中心に市職員による飲食店の見回りを実施。時短要請時刻を過ぎて営業している店舗については、県へ報告を行った。

イ. 遊技施設への休業の要望

R2.4月の緊急事態宣言を受け、栃木県が行った遊技施設等の使用制限の要請に併せて、市内遊技施設に対して休業要望を行い、全ての店舗にご協力いただいた。

(R2年当時:市内店舗数12、自主休業店舗3、休業店舗9)

【事業者等への支援】

ア. 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業融資制度利子補給金(R2.3.6~R3.3.31)

市制度融資を利用する中小企業者等が、感染症の影響により業績が悪化している場合に、当該融資の利子の一部を補助することで、円滑な業績の回復を推進し経営の安定を図る。

交付決定件数 186件

イ. 新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金(R2.3.25~継続中)

(株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金の融資を利用する小規模事業者が、感染症の影響により業績が悪化している場合に、当該融資の利子の一部を補助することで、円滑な業績の回復を推進し経営の安定を図る。

交付決定件数 8件(R5.3.31時点)

2. 感染防止・社会経済等に係る各種対策

(2) 飲食店、商業・工業等事業所への対策

ウ)事業継続支援金(R2.5.7~R3.1.29)

感染症の影響により売上高が減少した事業者の事業継続を支援。

R2年度 267件

エ)持続化給付金つなぎ資金(R2.5.7~R3.1.29)

感染症の影響により売上高が減少した事業者が、国の持続化給付金を申請し給付されるまでの期間につなぎ資金として貸付けすることにより当面の事業継続を支援。

R2年度 4件

オ)小山市感染拡大防止対策取組事業者支援金(R2.6.29~R3.3.31)

不特定多数の市民と対面での接客を伴う事業所において、感染防止対策の取り組みとして機器・備品等を導入する際に助成することで、新しい生活様式の普及を図る。

R2年度 174件

カ)小山市賃料割引事業所オーナー支援事業補助金(R2.7.1~R3.1.29) 感染症の影響により、売上が減少している市内事業者の家賃の軽減を図り事業継続を支援するため、賃貸する店舗家賃を減額した賃貸人に対して、減額した家賃の一部を補助。

R2年度 65件

キ)小山市中小企業者等一時支援金(R3.4.12~R3.6.30)

令和3年1月に発令された国の緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により業績が悪化し、売上が減少した市内事業者の事業継続を支援。

R3年度 47件

ク)小山市中小企業者等一時支援金(第2弾)(R3.9.15~R4.2.28)

令和3年8月に発令された国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業や営業時間の短縮若しくは不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受け、売上が減少した市内事業者の事業継続を支援するため、国の「月次支援金」又は栃木県の「事業継続支援金」を受給した事業者に上乘せする支援金を支給。

R3年度 312件

ケ)小山市とちまる安心認証取得奨励金(R3.12.24~R5.2.28)

市内飲食店における感染防止対策の徹底と、利用者が安心して利用できる環境整備のため、栃木県が行う飲食店への感染防止対策認証制度である「とちまる安心認証」の認証を受けた飲食店に奨励金を交付。

R3年度 275件

R4年度 61件

(2) 飲食店、商業・工業等事業所への対策

②工業関係

ア. 雇用調整助成金利用促進補助事業(R2.6月～R4.2月)

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働者を一時的に休業させる場合において、国が交付する雇用調整助成金制度を活用して当該労働者の雇用の維持を図ろうとした市内の中小企業事業主に対し、1事業者あたり一律5万円を交付することで、雇用調整助成金制度の利用促進及び当該中小企業の経済的な負担尾軽減を図る。

R2年度 325件

R3年度 42件

イ. 伝統産業支援事業(R3.4月～R4.3月)

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている伝統産業を主たる業種としている事業者及び団体のものづくり等を支援するため、事業者等に対し、原材料費及び又は新商品開発費、普及宣伝に係る費用等を支給。(上限20万円)

対象となる工芸品:結城紬、下野しぼり・下野人形、間々田紐、
家紋帳筆筒・ダルマ戸棚

R3年度 14件

ウ. 抗原検査キット購入助成事業(R3.9月～R4.3月)

従業員等に抗原検査を実施するため、事業主が検査キットを購入した費用を助成(対象経費の2/3、上限30万円)

R3年度 13件

エ. 新しい働き方支援事業(R3.9月～R4.3月)

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークに取り組む事業者が、シェアオフィス等の賃料を含むテレワーク環境の整備に要した経費について助成する。(①事務所整備費:上限100万、事務所を賃借した場合の賃料:上限100万)

R3年度 3件

オ. エネルギー価格高騰対策事業(R4.11月～R5.3月)

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰により、経営に大きな影響を受けている中小企業に対し、負担軽減を図ることを目的とした支援金を交付する。

対象経費:R4.4～12月のうち任意の連続する3ヶ月間の燃料購入費及び電気料金から、前年同期の同経費を差し引いた金額

補助額:対象経費の1/2上限30万円

R4年度 258件

(3) 高齢者・障がい者・妊産婦・こども等への支援

① 高齢者施設等への支援

高齢者施設等における感染対策や、必要なサービスを継続的に提供する体制の確保及び在宅高齢者が安心して生活するための感染防止対策等への支援。

【高齢者施設への支援】

ア. 感染症対策に必要な衛生資材の供給

全国的な衛生資材の供給逼迫に対応するため、市がマスク、消毒液等の衛生資材を一括で購入し、県供給分や寄付文と併せて事業所へ配布し、感染症対策の徹底を支援した。

(感染防止に向けた取組み)

ア) 衛生用品の配布

R2.4月 市内全事業所(マスク152,500枚)県・市・寄付分

R2.6月 市内全事業所(ガウン6,600枚、手袋等)市

R3.通年 市内全事業所(マスク122,800枚、手袋等)県

R4.通年 市内全事業所(マスク122,800枚、手袋等)県

イ) 消毒液の配布

R2.4月 市内全事業所(572ℓ)

(感染者発生時の取組み)

ア) 介護サービス事業所等クラスター対策支援事業

R3.通年 クラスター発生事業所(備蓄衛生資材支援)

R4.通年 クラスター発生事業所(備蓄衛生資材支援)

R5.通年 クラスター発生事業所(備蓄衛生資材支援)

イ. 検査費用の助成等

感染拡大防止対策として、介護事業所でのクラスター(感染者集団)発生の防止及び事業所職員の感染不安の軽減を図るために実施した。

(感染防止に向けた取組)

ア) 高齢者施設新規入所者PCR検査費用補助事業

R2.通年 8人

R3.通年 43人

イ) 通所及び訪問介護事業所等職員PCR検査補助事業

R3.通年 2,044人(165事業所)

R4.通年 1,544人(122事業所)

ウ. 速やかな情報提供

市内介護サービス事業所に対し、随時、国、県等からの「人員、運営基準等の臨時的な取扱い」等について速やかな情報提供及び感染拡大防止の注意喚起を行った。

また、栃木県が実施した「在宅要介護高齢者受入体制整備事業」において、対象者の受入に向けた情報提供等を行った。

①高齢者施設等への支援

(感染者発生時に備えた取組)

ア)感染者発生時の対応及び感染防止対策の啓発等

R2.3月 市内全事業所

R3.通年 市内全事業所

R4.通年 市内全事業所

R5.通年 市内全事業所

(在宅要介護高齢者受入)

ア)在宅要介護高齢者受入体制整備事業への協力

R3.3月～R5.9月 実績3人

【高齢者への支援】

ア. 感染症対策に必要な衛生資材の供給

在宅一人暮らし高齢者へ感染予防のため衛生資材(マスク)と自粛生活によるフレイルの予防啓発及び高齢者サポートセンターの連絡先等のチラシを配付した。

(感染防止に向けた取組)

ア)在宅一人暮らし高齢者支援

R2.5月 マスク10,000枚(85歳以上)

イ.速やかな情報提供

市内6カ所に設置されている「高齢者サポートセンター」の職員が自粛生活による閉じこもり気味な高齢者に対して実態把握調査を行い、困りごとの相談や介護予防の啓発を行った。

(感染者発生時に備えた取組)

ア)高齢者サポートセンターによる高齢者宅実態把握調査の実施

R2.5月 訪問件数1,142人

ウ. 新型コロナワクチン接種の推進

接種会場までの移動が困難な高齢者を支援するため、自宅から接種会場まで使用できるタクシー券を交付し一部助成を実施した。

(感染防止に向けた取組)

ア)新型コロナワクチン接種に関わる高齢者移動支援事業

R2.通年 利用者 190人

R3.通年 利用者 1,399人

R4.通年 利用者 796人

②障害福祉サービス施設等への支援

障害福祉サービス施設等における感染対策や、必要なサービスを継続的に提供する体制の確保への支援。

【障害福祉サービス施設等への支援】

ア. 感染症対策に必要な衛生資材の供給

全国的な衛生資材の供給逼迫に対応するため、市がマスク、ガウン等の衛生資材を購入し、国・県供給分や寄付分と併せて市内事業所へ配布し、感染症対策の徹底を支援した。

ア) 感染防止に向けた取組み

R2.3月～7月 市内全事業所対象

(マスク263,310枚、ガウン5,000枚、手袋等)

R3～R4 通年 市内全事業所

(マスク133,000枚、手袋470,000枚、消毒液等)

イ) 感染者発生時の取組み

R3.通年 陽性者発生事業所

(備蓄衛生資材支援、無料検査制度申請支援)

R4.通年 陽性者発生事業所

(備蓄衛生資材支援、無料検査制度申請支援)

R5.通年 陽性者発生事業所

(備蓄衛生資材支援)

イ. 速やかな情報提供

感染防止に向けた取組み

ア) R2～随時 市内の全事業所対象

国・県等及び市が発信する感染防止対策の徹底に関する情報提供を行った。

イ) R2～随時 市内の全事業所対象

厚生労働省作成の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(入所系／通所系／訪問系)」を配布・配信し感染拡大防止の注意喚起を行った。

③妊産婦・こども等への支援

コロナの影響で不安を抱えている妊産婦等への支援や、就労している保護者が利用する保育所における感染防止対策の推進等。

【妊産婦等への支援】

ア. 妊婦へのマスク配布

全国的な衛生資材の供給逼迫に対応し、特に感染による不安の強い妊婦に対し、国から支給されたマスク及び市独自で確保したマスクを支給。

ア)国からのマスク配布

R2年4月時点で妊娠中、またはR2.4月以降に妊娠届出をした妊婦に対し、布マスクを毎月2枚/人ずつ配布。

R2.4月～10月 2,400枚

イ)市独自のマスク配布

R2年5月時点で妊娠中、またはR2年5月以降に妊娠届出をした妊婦に対し、寄贈された不織布マスクを5枚/人ずつ配布。

R2.5月～10月 5,000枚

イ. オンライン相談体制の整備

感染拡大から、不安や悩みを抱えながらも、相談窓口への来所や教室等への参加を躊躇する妊産婦に対して、オンラインでの相談環境を整備した。(オンライン相談用のパソコン3台を購入)

①個別相談 ②ママカフェオンライン

【産科医療機関等への支援】

ア. 産後ケア事業を行う施設にける感染拡大防止対策事業

産後ケアを行う施設に勤務する職員及び利用者向けにマスクや消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行うことで、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、安心して利用者がケアを受けられるようにする。

【対象】産後ケア受託機関 6施設

【内容】1施設当たり

消毒液15kg、マスク1,000枚、フェイスシールド250枚、
ガウン200枚、グローブ500組

③妊産婦・こども等への支援

【保育園等を利用する保護者への支援】

ア. 認定こども園・保育園(所)への通園自粛世帯への保育料返還及び還付

新型コロナウイルス感染防止のため、認定こども園等への通園自粛を行った世帯へ、保育料の返還及び還付を実施。

○認定こども園

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
97件	664件	956件	394件

○保育園(所)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
287件	2,494件	2,873件	1,101件

イ. 保育園・認定こども園への通園自粛世帯への副食費返還及び保育所通所自粛世帯への副食費還付

新型コロナウイルス感染防止のため、保育園・認定こども園への通園自粛を行った世帯への副食費の返還及び保育所通所自粛世帯への副食費還付を実施。

○保育園

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
103件	1,297件	447件	263件

○認定こども園

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
229件	2,264件	1,740件	400件

○保育所

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
29件	511件	155件	81件

ウ. 認可外保育施設通所自粛世帯への給食費還付

新型コロナウイルス感染防止のため、認可外保育施設通園自粛世帯への給食費の還付を実施。

R元年度～3年度 0件

R4年度 120件

エ. 幼稚園通園自粛世帯への副食費返還

新型コロナウイルス感染防止のため、認可外保育施設通園自粛世帯への給食費の還付を実施。

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
55件	166件	315件	1件

③妊産婦・こども等への支援

オ. 学童保育クラブへの通園自粛世帯への保育料返還

新型コロナウイルス感染防止のため、学童クラブへの通園自粛を行った世帯へ、保育料の返還を実施。

R 元年度	R2年度	R3年度
1,036件	6,471件	4,541件

カ. 認可外保育施設への通所自粛世帯への保育料返還

新型コロナウイルス感染防止のため、認可外保育施設への通園自粛を行った世帯へ、副食費の返還を実施。

R 元年度	R2年度	R3年度
0件	41件	77件

【県供給分や寄付分の感染症対策に必要な衛生資材の供給】

ア. 県供給分や寄付分を核施設(民間・公立)へ配布

R2年度	フェイスシールド	600個
	マスク	64,000枚
R3年度	マスク	62,000枚
	ビニール手袋	184ケース

【各幼児施設等に対する感染症対策】

新型コロナウイルス感染防止のため、各施設に対し、衛生資材の購入及び購入補助を実施。

ア. 公立保育所の感染症対策に必要な衛生資材の購入

R元年度	消毒液 20ケース、空気清浄機 50台
R2年度	マスク 1,000枚、非接触型体温計 50個、消毒液等
R3年度	除菌機器 101個、ウェットティッシュ 1,260個 消毒液等

イ. 学童保育施設等への衛生資材等の購入補助

R3年度 学童保育施設 55施設、児童センター 2施設

ウ. 認可外保育施設への 衛生資材等の購入補助

R2年度	認可外保育施設 14施設
R3年度	認可外保育施設 7施設

【施設等に対する速やかな情報提供】

市内保育園(所)・認定こども園等幼児施設に対し、随時、国、県等からの新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応に関する速やかな情報提供及び感染防止の注意喚起を行った。

③妊産婦・こども等への支援

【職場における積極的な検査等の実施】

ア. 抗原簡易キットの配布事業

R3年6月 公立保育所 260個 私立保育園 750個
認定こども園 500個 学童保育施設 540個
* 厚労省新型コロナウイルス感染対策推進本部から
市を經由し幼児施設に配布

R3年9月 公立保育所・私立保育園・認定こども園・学童保育
施設に厚労省から直接送付

【虐待・貧困家庭への支援】

ア. 虐待・貧困家庭昼食支援事業

新型コロナウイルスの影響による失業や学校の休校、外出の自
粛等により、児童虐待や家庭の貧困リスクが高まっていることか
ら、支援が必要な児童に対して緊急的に昼食等を提供し、併せ
て訪問時に各家庭や児童の状況確認を行った。(NPO法人に事
業を委託)

R2年度	112世帯	1,628回配食
R3年度	126世帯	3,130回配食
R4年度	115世帯	1,500回配食

イ. 臨時給付金

ア)R2年度 各種臨時給付金の給付

①子育て世帯への臨時特別給付金

コロナ禍における物価高騰等の対策として、真に生活に困って
いる子育て世帯の方々への支援を強化するために、給付金を支
給した。

支給額 1万円/人 件数 13,074件

②ひとり親世帯への臨時特別給付金

コロナ禍における物価高騰等の対策として、真に生活に困って
いるひとり親世帯の方々への支援を強化するために、給付金を
支給した。

支給額 5万円/人 件数 3,163件

③妊婦臨時応援給付金

コロナ禍における物価高騰等の対策として、真に生活に困
っている妊婦の方々への支援を強化するために、給付金を
支給した。

支給額 5万円/人 件数 1,019件

③妊産婦・こども等への支援

イ)R3年度 各種臨時給付金の給付

①子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の方々に對し、給付金を支給した。

支給額 5万円／人 件数 27,099件

②低所得子育て世帯特別給付金(ひとり親・その他の世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯、その他の世帯の方々に對し、給付金を支給した。

支給額 5万円／人

件数 ひとり親1,205人、その他820人

ウ)R4年度 各種臨時給付金の給付

①子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親・その他の世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯、その他の世帯の方々に對し、給付金を支給した。

支給額 5万円／人

件数 ひとり親1,733人、その他1,188人

*R5年度も子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施。

(4) 災害時の対策

新型コロナウイルス感染症の流行下において災害が発生し、避難所を開設する場合に備え、避難所における基本的感染対策等、新たな感染対策の観点を取り入れた対策について、関係部署間で調整・検討を実施。

ア. 研修会の開催

目的 避難所における感染者対応を想定した感染症対策について学ぶ。

対象 庁内保健師

実施日 R2.10.1(木)

内容 「感染症対策」

①新型コロナウイルス等感染症対策の基本

②ガウンテクニックの実習

講師 新小山市民病院 医療安全対策部院内感染対策室長
感染管理認定看護師

イ. 県南健康福祉センターとの会議等

①「新型コロナウイルス感染症自宅療養者災害時対応に係る協議」

日時 R3.8.5

参加者 県南健康福祉センター管内市町

(小山市:危機管理課・健康増進課)

(4) 災害時の対策

②災害時体制についての打合せ

開催日 R4.6.14

内容 自宅療養者への宿泊療養書の案内について
陽性者に関する情報提供について

参加者 県南健康福祉センター・危機管理課・健康増進課

ウ. 避難所設営等に関する庁内打合せ

①R2.5.13

内容 避難所等における感染評価用紙(案)の作成、
避難所で使用するマスク・防護服等の確保について
避難所としてのホテル等宿泊先の確保について他

参加者 危機管理課・健康増進課・地域包括ケア推進課

②R3.7.16

内容 避難所等における感染評価用紙の変更について
避難所で使用するマスク・防護服等の確保について

参加者 危機管理課・健康増進課

③R3.8.6

内容 県「自宅療養者の災害時対応に係る協議」をふまえた
確認事項について

①協議で示された内容の概要

②自宅療養者への対応のフローから確認すべきこと

参加者 危機管理課・健康増進課

④R4.6.21

内容 避難所開設訓練

参加者 各避難所の開設に係る職員、保健師等

⑤R4.7.5

内容 自宅療養者用避難所の現地確認及び課題の共有

参加者 危機管理課・健康増進課

⑥R4.8.23

内容 発生届の簡略化に伴う陽性者の情報提供範囲の縮小
に係る避難所運営への影響について

自宅療養者用避難所への職員の配置について等

参加者 危機管理課・職員課・健康増進課

(5)学校における対応

学校における感染防止対策を徹底し、児童生徒の学びの保障のため、学校教育活動を継続するための取組みの実施。

ア. 学校における感染症対策の徹底について

- ①「小山市立小・中・義務教育学校 学校運営ガイドライン」の策定(感染防止対策の新しい情報や知見が得られた場合などに随時改定 ver.12まで改定)
- ②臨時休業の判断の根拠となる基準の設定
- ③新型コロナウイルス感染症の対応等Q & Aの作成
- ④新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒や保護者への注意喚起と感染予防の啓発
- ⑤感染状況に応じて感染防止対策の徹底のための通知を发出
- ⑥感染状況に応じた学校教育活動の実施(分散登校、部活動の中止等)
- ⑦「学校等欠席者・感染症情報システム」による市内児童生徒の感染状況の把握
- ⑧学校給食における給食当番留意事項及び会食時の留意事項の明示
- ⑨学校給食配膳のための児童生徒用使い捨て手袋の配付
- ⑩学校給食における新型コロナウイルス感染症予防の対応や留意点について学校や委託業者に啓発

- ⑪消毒液(グリーンアクア原液水、ハセツパー水、弱酸性除菌水、高濃度エタノール他)の配布
- ⑫防護服、マスク、フェイスシールドの配布
- ⑬スポットクーラー、レバー式蛇口、非接触体温計、拡声器の配布
- ⑭コロナ感染者が発生した学校の消毒作業業務委託
- ⑮CO₂濃度測定器の配布(653個)

イ. 学校教育活動の継続

- ①「新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえた中学校義務教育学校後期課程の部活動について」策定(感染防止対策の新しい情報や知見が得られた場合などに随時改訂ver.10まで改訂)
- ②「新型コロナウイルス感染症対策時における修学旅行等のガイドライン」策定(感染防止対策の新しい情報や知見が得られた場合などに随時改訂 ver.4まで改訂)
- ③教職員の資質向上対策の継続(教職員研修のオンライン化、時間短縮、三密回避)
- ④学校休業中における通知作成のための消耗品等配布及び郵送料の配当

(5)学校における対応

ウ.児童生徒・保護者への対応

①教育長メッセージの発信

(R2.4.10、R2.7.14、R3、8.26)

②臨時休業期間中の学習対策を検討する「小山市学習支援委員会」の設置

③小山市学習支援委員会が作成した紙資料「学習の手引き」及び動画資料「小山市英語学習動画のページ」(ALTが英語学習に関する動画を作成し、市内の児童生徒向けに公開)の活用

④各学校単位でホームページに児童生徒へのメッセージ動画の公開

⑤臨時休業中の児童生徒の体力維持に係る参考資料の情報提供

⑥臨時休業中の食生活の留意点等についての情報提供

⑦児童生徒に対する相談機関一覧の情報提供

⑧保護者向けストレス対処法に関する啓発資料の情報提供

⑨児童生徒のこころのサポート事業(特別支援教育サポーター、心の相談員の増員)

⑩児童生徒夏季給食費応援無償化事業(R2 夏季休業短縮による学校給食回数増加分の給食費1ヶ月分を無償にする)

⑪児童生徒給食スタート応援事業(R2.6月の学校再開に伴う給食スタート時におやま和牛を取り入れる・生産者支援も含まれる)

⑫修学旅行のキャンセル料への補助

⑬臨時休業中の虐待リスク増加を踏まえた対応の通知発出(子育て家庭支援課連名)

⑭臨時休業期間中の巡回についての小山警察署との情報共有

⑮学習応援事業として家庭学習を支援するために図書カード(2千円分)を市内の全児童生徒(13,463人)に配布

(5)学校における対応

工. 給食業者等への支援

- ①学校臨時休業対策補助金学校給食返還事業(R2.3月の学校臨時休業にかかる給食費返還の手数料及び給食食材費の一部を納入業者に対し補助)
- ②学校給食食材納入者支援事業(新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した学校給食食材納入業者に対する補助)

オ. 学びの保障のためのICT環境整備

- ①児童生徒用タブレット端末整備
 - ・ 対象校 小学校:24校 中学校:10校 義務教育学校:1校
 - ・ 整備台数 11,500台
(Wi-Fi端末:9,500台、LTE端末:2,000台)

②家庭学習のための通信回線整備

- ・ Wi-Fi環境未整備の家庭に貸与するLTE端末で使用するモバイル回線を整備
- ・ 整備回線数:2,000回線

③学校からの遠隔学習機能の強化

- ・ 学校からの遠隔学習に使用する電子黒板や遠隔学習用マイクの整備、インターネット接続環境の高速化等
- ・ 電子黒板:382台
- ・ 遠隔学習用マイク:565台
- ・ インターネット接続回線高速化:29校

④ICT推進に係る人的支援等

- ・ 全小学校・中学校・義務教育学校にICT支援員を派遣(各校月1回2単位時間+必要に応じて追加)
- ・ 遠隔学習を推進するための教職員研修の実施

V. コロナ対応の評価と課題

1. 庁内組織体制

- 対策本部は全庁的な組織体制として設置することができた。一方で、感染急拡大などの初期対応では、事務局を担う部署への応援体制などを予め想定しておく必要があった。また、感染症対応だけでなく、感染拡大に伴い、臨時給付金の給付や各種経済対策等、迅速な対応が求められる業務も多く、その都度、対策本部で対応を検討し協力体制を構築してきたが、業務内容に応じて、外部人材の登用・確保及び民間活力を導入する仕組みなどを整備しておく必要がある。
- ワクチン接種については、早期にワクチン接種に特化した組織を設置する必要があった。将来のパンデミックに備えては、ワクチン接種も含め大規模感染症対策を健康危機管理として捉え、対応の拠点として、一元的に担う組織編制も視野にいれた検討が必要である。
- 感染拡大に伴い、各所属においてフェーズごとのBCPを見直す重要性が再確認された。

2.医師会・新小山市民病院との連携

- 市三役及び保健・教育関係部署、小山地区医師会、新小山市民病院と定期的に感染対策に関わる意見交換会を開催し、状況に合わせ、医学的知見を踏まえ、その都度必要な措置について、方針を決定することができた。
- ワクチン接種については、医師会・新小山市民病院から多大な支援を受け、集団接種並びに個別接種を円滑に遂行することができた。

3.議会との連携

- 毎月の議員説明会において最新の感染状況及びその対応について説明し、必要時タブレット配信により情報提供を行った。各地域では、市民からの問い合わせにもご対応いただくとともに、感染予防の啓発運動にも参加いただくなど積極的な協力が得られた。

4. 栃木県との連携

- 臨医療施設や宿泊療養施設が、市内に設置された場合、その所管が県となるため、情報発信について市が取り扱うことができず、問い合わせに関するジレンマが生じた。
- 県広域センターへの保健師派遣については、県の保健師等が行う疫学調査について学ぶ貴重な機会となった。また、県及び広域センターの対応状況や情報を把握し、市と県の連携強化を図る上でも有効であった。
- 県と市町の連携会議では、県からの方針説明と質疑応答が主であったが、市町同士の情報交換なども行えると、より効果的な取組につながったのではないかと考える。

5.情報発信

- 刻々と変わりゆく感染状況や、国の対策等についての情報提供を、市民に速やかに伝達することが困難であった。特に、緊急事態宣言下のような、人との交流が絶たれた状況においては、インターネットやSNSを利用しない市民への伝達手段について、ラジオや行政チャンネル、防災無線、広報車等を駆使したものの限界があった。一方で、広報紙などは配布までに情報内容が更新されてしまい、タイムリーに掲載することができなかった。
- 新型コロナウイルス感染症の対策を決定し、実施するにあたっては、医師会や新小山市民病院との情報共有・情報交換を行いながら取り組んできたが、国からの情報が直前まで示されなかったり、先にマスコミ報道がされたりすることもあり、対応に苦慮した。
- パンデミックで情報も交錯する中では、誤情報やフェイクニュースなどが広がることもあり、行政として正確な情報発信に努める必要がある。

- 感染者情報の発信については、市町村に権限がないため、県の情報を市民に伝達することしかできなかったが、詳しい情報を知りたい市民にとっては、制度上のすみ分けについて、理解が得にくく、対応に苦慮した。
- 県内の自治体や隣接県の情報発信の方法について、もっと情報収集を行い、対応に活かすべきであった。
- 市HP等に掲載した市長のメッセージは、市民にとって強いメッセージ性を持っていたが、感染のフェーズに応じて、発信の頻度や内容を工夫することが必要であった。
- 社会福祉施設(特に高齢者施設)でのクラスター発生情報は、県と市で迅速に共有することで、介護現場の職員や施設利用者がリスク回避できるような取組が必要である。

6.経済支援

- 感染症の蔓延は社会経済活動に大きな影響を及ぼし、特に休業や営業時間の短縮を余儀なくされた飲食業界を中心に甚大な被害を与えたため、迅速な経済対策が必要であった。
- 経済対策の実施にあたり、国や県、周辺自治体の動向を確認しつつ、商工会議所や商工会などの商工団体と連携を図りながら支援を行った。
- 経済対策における制度設計や事業者に対する周知、申請のサポートなど、商工団体の協力が不可欠であり、今後も情報を共有し連携を図る必要がある。
- 今後より迅速な支援を行うために、申請方法の電子化などの検討が必要である。電子化により、申請者の負担軽減に加え、事務処理を行う職員の負担軽減にもつながると考える。

7. ワクチン接種

- 当初、接種対象者に対して極少量のワクチンしか供給されなかったため、その扱いについて医師会と相談し、対策本部として「先着順」と決定し、接種を進めたところであるが、結果、非常に大きな混乱を招いた結果となった。
- その後全ての市民が接種対象となったため、大規模接種会場としてロブレを借用したことは、迅速に集団接種を進める一助となった。

8. その他

- 自宅療養者の支援では、市で行う生活支援内容を健康福祉センターに伝えたものの、交代制でセンターに応援派遣されている臨時職員にまで十分情報が行き届かず、市と県の説明に齟齬が生じることがあった。

- 衛生物品については、マスクやアルコール等が、一時市内でも入手困難な状況になったが、寄付等も活用し、必要な市民等に配布することができた。一方で、今後の新興感染症や再興感染症の発生を考えると、マスク・アルコール・飛沫防止用フェイスシールド・医療用ゴム手袋・医療用防護服等の衛生用品の長期的な備蓄計画を立案し、医療機関や社会福祉施設等への配布も念頭においたローリングストックを行う必要がある。
- 感染拡大により対面型の会議等が開催できない一方で、オンラインによる会議や研修会が普及したことで、職員だけでなく、関係機関や市民もオンラインを活用しWEB上でつながる仕組みが構築された。これにより、遠方の会場や厳しいスケジュールでも会議等に容易に参加できるようになったことは、評価できる。
- また、感染防止の観点から在宅勤務ができるよう、ハード・ソフト両面の環境整備が進んだこともコロナ禍の副産物として今後十分に活用することができる。

おわりに

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に季節性インフルエンザと同様の5類に変更され、早くも1年が経過しました。この1年間、市内においては大きな混乱もなく、徐々に「普通の感染症」として、市民生活もコロナ前に戻りつつあります。

国はコロナ禍を教訓に、令和5年9月に「内閣感染症危機管理統括庁」を新たに発足させ、平時の準備、感染症危機発生時の初動対応等を一元的に担い、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制整備に着手しました。

本市においても、今回のコロナ禍での教訓を活かし、平時からの関係機関との連携を含む備えを強化し、感染症発生時に迅速かつ効果的な対応ができるよう、今後示される国の感染症対策の行動計画等をふまえ、感染症に関わる対策等を見直し、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守るために取組んでまいります。